

東京都受動喫煙防止条例化に関する意見書

東京都は、平成30年第1回定例都議会において、「東京都受動喫煙防止に関する条例」を制定するとしている。

本年9月に公表した「東京都受動喫煙防止条例（仮称）の基本的な考え方」では、施設ごとの規制範囲や罰則付きの条例を目指すこと等が示された。

受動喫煙防止対策は、都民の健康増進の観点のもとより、2020年東京オリンピック・パラリンピック大会のホストシティの責務としてその対策を一層推進していくべきものである。

一方で、その対策は、様々な分野の経済活動や都民の暮らしに広く影響を及ぼすとともに、関係事業者の理解と協力があって、はじめて実効性が担保され、効果的な対策となるものである。

加えて、現在、国政において法制化の議論が行われており、規制基準のあり方等を含め、様々な観点から慎重な議論が取り交わされている最中である。

よって、八王子市議会は、東京都に対し、都が受動喫煙対策条例を制定するにあたっては、一律的、強制的なものではなく、東京の実態に即した、多くの都民の理解と共感を得られる受動喫煙防止条例となるよう、下記の事項を要望するものである。

記

1. 東京都は、各市町村と十分協議すること。
2. 都が実施してきた、分煙補助事業、店頭表示等との整合性や、それらの諸対策を着実に実行してきた各種業界や都民等の意見も十分踏まえて慎重な検討を行うこと。
3. 東京都受動喫煙防止条例（案）については、国の動向を踏まえたうえで慎重に検討を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成29年12月15日

議 長 名

東 京 都 知 事 あて

主要農作物種子法廃止に際し日本の種子保全の施策を求める意見書

2017年4月14日主要農作物種子法（以下、種子法）の廃止法案が可決・成立し、2018年4月より種子法は廃止となります。

種子法は日本の農業と国民の食生活を支えるため1952年に制定されました。この法律では、主要農作物である稲、大麦、はだか麦、小麦及び大豆の種子を各都道府県を通じて安定的に生産し供給するうえでの国の責任が定められています。法に基づき都道府県ごとに厳密な品質管理のもと農家に優良で安価な種子供給が行われ、食の根幹である主要農作物が安定して生産されることに国が責任をもつことにより、安心できる食生活が守られてきました。

種子法廃止の理由としては、民間事業者のさらなる参入を促すことがあげられています。近年消費者の中食、外食利用が増加し、特化した品種の開発や生産、流通が求められていることや海外輸出のための戦略として、新しいニーズに柔軟かつスピーディに対応するためとされています。

しかし、種子法が廃止されると、これまで維持してきた主要農作物種子の安定的な生産供給の法的根拠とそのため財源が失われることになり、今後、優良品種の維持や開発、品種の多様性、価格などの面で危機的な影響を受け、食料安全保障上きわめて重要な施策が失われかねません。

これまで公的な資金、人材を投じ、法律のもと生産・普及してきた主要農作物の種子は公共のものであり、国はこれを国民全体の共有財産として守っていく責任があります。

第193回国会農林水産委員会では、種子法廃止後も引き続き都道府県は主要農作物種子の生産、普及を担うとしながらも具体的な施策が示されていません。参議院での議決にあたり附帯決議では、種子の生産基準を作り運用すること、都道府県での種子の生産及び普及の取り組みのための財源の確保、種子の海外流出防止、種子独占の弊害の防止などが求められています。しかし、2017年11月15日農林水産省事務次官通知により、主要農作物制度運用基本要綱が廃止されてしまいました。種子法の廃止により危ぶまれる食の安全保障を補完するために速やかな対応が必要です。

よって、八王子市議会は、国会及び政府に対し日本の主要農作物の種子を公共の財産として保全するための新たな法整備とそれに基づく積極的な施策を求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

2017年12月15日

議 長 名

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
総務大臣
農林水産大臣

} あて

ムンプス（おたふくかぜ）ワクチンの安全性の向上と定期接種化を求める意見書

日本医師会・日本小児科医会・日本小児科学会合同調査委員会は、ムンプスウイルス（流行性耳下腺炎、おたふくかぜ）の重症例の全国調査の結果を明らかにした。髄膜炎2,523人をはじめ、難聴、肺炎など重症例や重篤な後遺症が調査で明らかになっており、合併症で小児の死亡事例も報告し、ムンプスワクチンの定期接種化を求めている。

同調査委員会では、ムンプスワクチンによる副反応で入院した患者数も同時に調査しているが、3年間で40名が髄膜炎の合併により入院加療を受けていた。いずれも軽症であり、ワクチン接種による聴力低下や脳炎・脳症、死亡例の報告はなかった。

また、耳鼻咽喉科学会は、今年全国5,565施設の耳鼻咽喉科を対象に実施したムンプスウイルスによる難聴について2015年1月から2016年12月までの2年間に、少なくとも336人が「ムンプス難聴」と診断されていたとのデータを発表した。ムンプス難聴はムンプスウイルスが内耳に感染し急性発症する難聴であり、難治性のため聴力のほとんどが奪われることが多い。耳鼻咽喉科学会も定期接種化を求めている。

感染すれば有効な治療法はなく、予防接種で防ぐことができるが、現在我が国では任意接種となっており、加えて、接種費用が約6千円と高額なことや、重症例の認知が不十分なため、接種率は30%にとどまっている。おたふくかぜは大人でも同様の重症例が報告されており、小児のみならず免疫のない成人やワクチン接種ができない妊婦をおたふくかぜの重症化や後遺症から守るため、接種率を上げることが求められている。

よって、八王子市議会は、国会及び政府に対し、ムンプスワクチンについての啓発を強化するとともに、ワクチンの安全性の向上を含め副反応についての対策を講じ、早期に定期接種化するよう強く求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

2017年12月15日

議 長 名

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
総務大臣
厚生労働大臣

} あて